

第 5 期伊達市障がい福祉計画（案）について

1 趣旨、位置付け及び計画期間

計画策定の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 期までの実績等を勘案するだけでなく、今期からは児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画としての内容も盛り込みながら、必要な障害福祉サービスや相談支援等を数値目標として設定し、計画的に提供するために策定するものです。
計画の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 3 期伊達市地域福祉計画」の施策別計画である「第 2 期伊達市障がい者計画」の実施計画 ・障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づき策定する「市町村障害福祉計画」 ・児童福祉法第 33 条の 20 に基づき策定する「市町村障害児福祉計画」
計画期間	2018 年度（平成 30 年度）～2020 年度（3 年間）

2 計画の目標及び基盤整備の方針

基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いを尊重し合えるまちづくり ・日常生活や社会生活を営むための支援と社会参加の促進
基盤整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・民間との協働 ・ネットワークの構築

3 第 4 期計画からの主な変更点

(1) 成果目標値：2020 年度末までの目標値。

障害者総合支援法に基づく国の「基本指針」及び北海道の「第 5 期北海道障がい福祉計画」の目標値に準じて設定しています。

<p>① 福祉施設の入所者の地域生活への移行</p> <p>…施設退所や病院退院により、グループホームや一般住宅など地域へ生活の場を移すこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活への移行者数：7 人（2016 年度(平成 28 年度)末福祉施設入所者数 71 人の 9 %） ・福祉施設の入所者数：69 人（2016 年度(平成 28 年度)末時点の 71 人から 2 %の減）
<p>② 福祉施設から一般就労への移行</p> <p>…生活介護や就労継続支援などの福祉施設の利用から一般企業等への就労に移ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設から一般就労への移行者：12 人 （2016 年度(平成 28 年度)移行者 8 人の 1.5 倍）

③ 地域生活支援拠点の整備
…地域で生活する障がい者の重度化・高齢化や「（介護する）親亡き後」などを見据え、相談窓口や緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくりなど生活支援のために必要な機能を集約した拠点を整備すること。
・ 1 か所
④ 障がい児支援の提供体制の整備
<p>【新】・保育所等訪問支援事業所数：1 か所 …集団生活適応訓練など障がい児本人への支援のほか、保育所や小学校などに訪問して当該児童だけでなく同じクラスの児童を含めた支援方法の指導など当該スタッフに対する支援も行う事業所。</p> <p>【新】・医療的ケア児に関する保健、医療、保育等関係機関が連携を図るための協議の場：1 か所</p>
⑤ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
【新】・保健、医療、福祉関係者による協議の場：1 か所

※【新】の項目は、第5期計画で新たに設定した目標値です。

(2) 自立支援給付サービスの新規サービス

<日中活動系サービス>

- ・就労定着支援：2018年度(平成30年)から導入される制度のため、新規設定。
…一般就労へ移行した障がい者の就労の継続を図るため、企業や自宅へ訪問などして就労に伴う生活面の課題を確認し、必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービス。

<居住系サービス>

- ・自立生活援助：2018年度(平成30年)から導入される制度のため、新規設定。
…施設やグループホーム等から地域で生活する障がい者を定期訪問するなどし、体調や食事、掃除などの日常生活に課題はないか確認して必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービス。

4 計画の推進

計画の達成状況について、伊達市地域自立支援協議会において毎年度点検・評価等を行い、市ホームページ等で公開します。

5 その他

計画における年及び年度の表記については、計画期間中の2019年(平成31年)から新元号に変わる予定であることから、和暦と西暦を併記いたします。

6 今後のスケジュール

- 1月23日～2月21日 パブリックコメントの実施
- 2月下旬 パブリックコメントの意見に対する回答、計画案修正
第5期伊達市障がい福祉計画の決定・公表